



【概要版】

第3次

しおがま男女共同参画基本計画

～多様な生き方を認め合い、一人ひとりが輝くまちをめざして～

令和5年度～令和8年度

「男女共同参画社会」とは

男女が、性別にかかわらず、対等な個人として尊重され、あらゆる場で個性や能力を十分に発揮でき、豊かで活力のある生活を送ることができる社会のことです。

「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」(平成19年9月28日施行)

条例では男女共同参画社会の実現を図ることを目的に基本となる理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等、それぞれの責任と役割を明らかにしています。

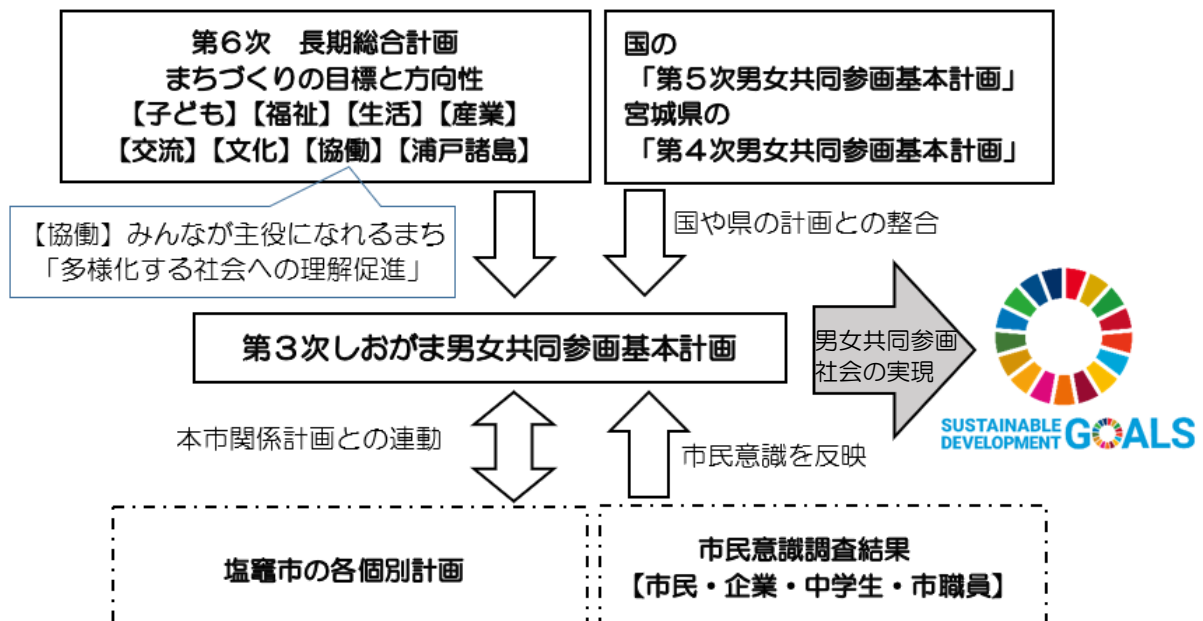
■基本理念^{【塩竈市しおがま男女共同参画推進条例第3条より】}

- ①男女の人権の尊重
- ②制度や慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活と社会生活における活動の両立
- ⑤性に関する相互理解と性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥国際協調に基づく男女共同参画の取組

■計画策定の趣旨

これまでの取り組み状況や市民意識調査の結果を踏まえて本計画を策定します。特に、男女の性差だけでなく、高齢者や障がい者、性的指向の多様性など、互いの生き方を認め合い、自らの意思に基づき個性や能力を十分に発揮することをめざし、「第3次しおがま男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の実現に向け、総合的かつ計画的に推進していきます。

■計画の位置付け



■ 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

■ 計画の構成

男女共同参画の推進に関する施策を教育や学習の場面、家庭、職場、地域の4つの分野に分け、分野ごとに現状と課題を分析し、基本目標を掲げ、主要課題と施策の方向性を示しています。

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と平等をめざす教育学習の推進

【主要課題1】「幼・保・学校等」学びの場における男女共同参画の実現

- (1) 教育の場等で意識の中に形成された固定的役割意識や偏見の解消
- (2) 多様性をもって、人間として幅広く人権の考え方ができるよう教育の推進

【主要課題2】キャリア教育の推進と次代を担う人材の育成

- (1) 未来へ向け自身のキャリア形成ができるよう情報提供、意識啓発を図る
- (2) 次代を担うリーダーとなる人材の育成の推進

【主要課題3】多様な生き方に対する理解促進に向けた取組の推進

- (1) LGBTQ等の性的指向・性自認への理解促進
- (2) 幅広い市民に対して研修の実施

成果指標	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
学校における研修会の回数	3回	5回以上
「男女共同参画社会」の認知度(市民)	76.7% <small>R3市民意識調査(市民編)</small>	100%

基本目標Ⅱ 家庭における共同参画の実現

【主要課題1】互いに支えあう家庭づくりへの支援や意識啓発の推進

- (1) 家事、育児、介護等の家庭生活に関する意識啓発の推進
- (2) 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

【主要課題2】育児や介護に関する支援の充実

- (1) 育児や介護休暇の制度設置や男性の積極的な取得の推進
- (2) 家族支援サービスの充実

【主要課題3】経済的、精神的自立に向けた支援

- (1) DV等の根絶に向けた啓発と被害者支援の取組の推進
- (2) 新型コロナウイルスや新たな感染症の影響等で多様な困難を抱える女性や若い世代等への支援



成果指標	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
保育所等利用待機児童数	4人 <small>令和4年4月1日現在</small>	0人

■ 成果指標

計画では進捗の可視化を図るため、基本目標ごとに成果指標を設定しました。

なお、成果指標については、国の第5次男女共同参画基本計画や県の第4次宮城県男女共同参画基本計画における成果指標を参考に設定しています。

基本目標Ⅲ 職場における共同参画の実現

【主要課題1】職場における女性参画の促進

- (1) すべての人が働きやすい職場づくりへの啓発と取組の推進
- (2) ポジティブ・アクションの普及啓発及び情報提供

【主要課題2】ワーク・ライフ・バランスの推進及び周知

- (1) 短時間勤務や在宅勤務等、多様な就労形態に対する条件整備
- (2) 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発及び取組の推進

【主要課題3】職業能力の開発や学び直しの支援や情報提供

- (1) キャリアアップや再就職などに向けた職業能力開発への支援
- (2) 学び直しの機会や情報の提供

成果指標	現 状（令和4年度）	目 標（令和8年度）
市の管理職に占める女性の割合	24.0% <small>令和4年4月1日現在</small>	25%以上
市の管理監督者に占める女性の割合	25.8% <small>令和4年4月1日現在</small>	31%以上
職場内でのワーク・ライフ・バランスに理解を示す市職員の割合	81.7% <small>R3 市民意識調査（職員編）</small>	100%

基本目標Ⅳ 地域社会における共同参画の実現

【主要課題1】政策や地域活動等の方針立案や意思決定の場への女性参画の促進

- (1) 男女共同参画に対する意識の醸成
- (2) 町内会や市民団体等の方針立案や意思決定の場へ女性参画の促進

【主要課題2】男性の固定的役割意識や長時間労働の抑制等、働き方の見直しによる男性の地域や家庭への参加の促進

- (1) 地域活動へ参加しやすい環境の促進
- (2) 相談窓口の周知

【主要課題3】多様な視点の防災意識の向上に向けた取組

- (1) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用
- (2) 多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

【主要課題4】多様な人が支え合う社会実現に向けた取組

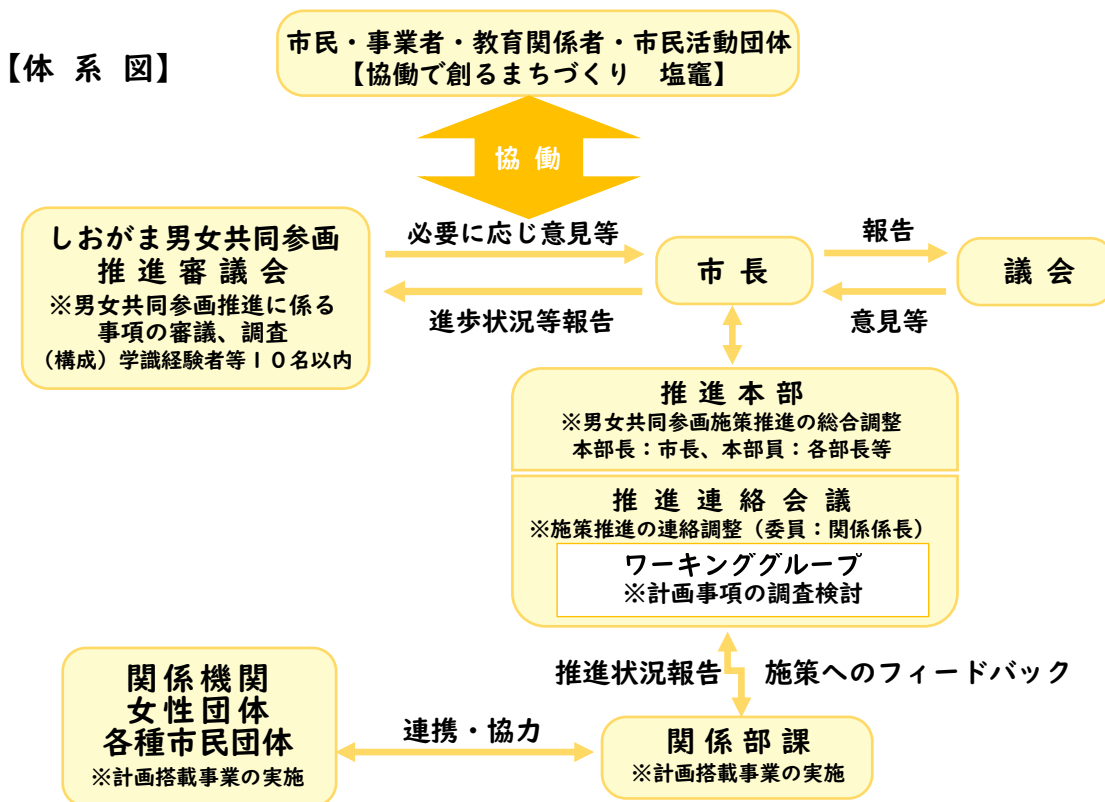
- (1) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
- (2) 性別や障がいの有無、国籍や文化等の違いに関わらず、多様な人が共に支え合う地域づくりの推進

成果指標	現 状（令和4年度）	目 標（令和8年度）
各種審議会等における女性の割合	26.8% <small>令和4年4月1日現在</small>	35.0%
町内会における女性会長の割合	7.2%	10.0%

■推進体制の整備

男女共同参画社会を実現するため、市、市民、事業者、教育関係者、市民活動団体などのすべての人々や組織が、協働の意識を持って、それぞれの責務を全うすることが必要です。

そのため、各分野における施策の総合的かつ効果的な推進を図るため体制の整備を図ります。



■庁内推進体制

①しおがま男女共同参画基本計画推進本部

市長を本部長とする「しおがま男女共同参画基本計画推進本部」において、計画の進行管理を行い、総合的かつ効果的に施策の推進を図ります。

②しおがま男女共同参画基本計画推進連絡会議

関係部課の係長等で構成する「しおがま男女共同基本計画推進連絡会議(座長：市民生活部市民課長)において、横断的な調整・検討を行い、実効性のある施策展開に努めます。

また、必要に応じて計画の調整・検討を行うワーキンググループを設置します。

③年度報告の実施

毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況などを明らかにする報告書を作成し、公表します。

④男女共同参画推進月間

男女共同参画の理解を深めるため、毎年9月を「男女共同推進月間」と定め、男女共同参画に関する情報や啓発活動を行い、男女共同参画を推進する人材育成に努めます。

塩竈市市民生活部市民課協働推進係

電話 022-361-1773 / FAX 022-361-1782

〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

E-mail:kyoudou@city.shiogama.miyagi.jp



第3次しおがま男女
共同参画推進計画書